

藤沢市図書業務員の委嘱について

1 委嘱した者

別紙名簿のとおり

2 任期

2004年4月1日から2005年3月31日まで

3 委嘱した理由

藤沢市図書業務員が2004年3月31日をもって任期満了になったことに伴い、藤沢市図書業務員に関する規則第6条の規定により新たに藤沢市図書業務員を委嘱したことによる。

参 考

藤沢市図書業務員に関する規則 抜粋

（指導員）

第3条 業務員は、いずれかの資格を備える者とする。

- ・ 司書，司書補，又は司書教諭の資格を有する者
- ・ 社会教育又は学校教育の活動に携わった経験を有する者
- ・ その他教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 業務員の任期は、1年を超えない期間とする。

2 教育長は、業務員を再任することができる。

（委嘱）

第6条 業務員は、第3条に定める資格を有する者のうちから、教育長が委嘱する。